

社ヲ常長工場長ヲ訪問會見前日ノ四五ニ對スル確答ヲ求メタ  
ルニ

常長工場長ヨリ

四五ニ對シテハ充分考慮シタルニテ然レテ拒絶ヒサルハカク  
ルヲ遺憾トス諸君ハ從業方ニ関シ美ニ再考ノ念起サヌヤト  
訊シタルニ代表者等ハ拒絶シ交渉決裂セリ

右及申(通)報限也

別記 (一)

嘆願書

- 一、皇道會加入ノ自由ヲ確認セラレ度
- 二、皇道會ト團體協約權ヲ締結セラレタシ
- 三、日本労働總同盟ノ強制加入ヲ禁ぜラレタシ
- 四、社外者ノ就業ヲ排除セラレ度シ
- 五、皇道會員ノ就業權ヲ確保シ即日ニ就業シ得ル様サレ度シ

右嘆願書未ル十三日正午迄御回答被下度候也  
昭和十年六月十一日

從業員有志一同  
皇道會大森支部

エビス電球株式會社 工藤達一殿

別記 (二)

決議

我等ハ誠意ヲ以テ社業ニ從事シツ、アルハ、今更ニ多言ヲ要スル迄モナシ、即  
チ我等皇道會員ハ不當ナル行為ヲ以テ压迫シ、忠實ナル我等ノ作業ヲ妨害  
ス